

徳島市市民参加推進本部設置要綱

(設置)

第1条 徳島市市民参加基本条例（平成21年徳島市条例第21号。以下「条例」という。）に基づき実施する市民参加の取組を推進するため、徳島市市民参加推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 条例の運用に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 条例第18条第1項に基づき実施機関が行う評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、第一副市长をもって充てる。

3 副本部長は、第二副市长及び総務部長をもって充てる。

4 委員は、企画政策部長、財政部長、市民文化部長、環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長、経済部長、都市建設部長、危機管理局長、消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した順位により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 推進本部の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 推進本部の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(書面開催)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、本部長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると本部長が認める場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、書面による審議を行う合理的な理由があると本部長が認める場合

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における推進本部の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(資料等の提出)

第7条 推進本部は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(意見の聴取)

第8条 推進本部は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、事案等について説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。